

非暴力平和隊・日本(NPJ) ニュースレター

第75号

2020年6月16日発行

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-21-7 静和ビル 1 階 A 室
スペース御茶ノ水気付 非暴力平和隊・日本

Tel: 080-6747-4157 E-mail: office@np-japan.org

Website: <http://np-japan.org/>

Nonviolent Peaceforce Japan Newsletter

- | | | |
|----------------------------|-------------|----|
| ・【巻頭言】いま根源的な安全保障が問われている | 共同代表 君島 東彦 | 2 |
| ・ 冬季カンパ御礼 | 事務局 | 5 |
| ・ 2019 年度決算、2020 年度予算、補足説明 | 理事 大橋 祐治 | 6 |
| ・ 2019 年度活動報告、2020 年度活動方針 | 事務局長 安藤 博 | 9 |
| ・ NARPI2020 年度計画 | 理事 奥本 京子 | 11 |
| ・ 非暴力トレーニング・ワークショップ報告 | 日本友和会 飯高 京子 | 12 |
| ・ 沖縄報告 | 共同代表 大畑 豊 | 16 |



【Standing for Peace, Not Just Quiet

【ジョージ・フロイドの死に対するミネアポリス市庁舎前の抗議デモ】

【巻頭言】

いま根源的な安全保障が問われている

共同代表 君島東彦

新型コロナウイルス・パンデミックで世界全体が覆われているいま、我々の根源的な安全保障が問われている。

安全保障とは何か

安全保障＝securityという言葉は、現在ではまず第一に、国家安全保障（national security）、つまり軍事力による国防という意味を連想させるが、securityという言葉がそのような意味でよく使われるようになったのは実は第2次世界大戦後のことである。Securityという言葉はもともと不安、心配がないことを意味し、社会保障＝social securityのような意味で使うことが多かった。第2次世界大戦後、冷戦期に、軍事的な意味で使う傾向を強めたのである。

このような security の来歴を考えるならば、1990年代、米ソの軍事的対決が弱まった時点で、「安全保障の非軍事化」という現象があらわれたのは、なかば当然といえるべきであろう。1994年に開発援助機関である国連開発計画が『人間開発報告書 1994』の中で、人間安全保障（human security）の考え方を打ち出したのが大きな転換点となった。この現象は、当時、「安全保障観の転換」と理解されたが、これはむしろ「安全保障＝securityの原点への回帰、先祖返

り」というべきなのであろう。

安全保障とは、我々はどんな原因、理由で死ぬのか、我々の死をもたらす原因、理由をどのように減少させるのか、という問題である。いまの日本において外国軍の攻撃によって我々が死ぬリスクはどのくらい高いだろうか。我々は、北朝鮮あるいは中国のミサイル攻撃によって死ぬリスク、交通事故で死ぬリスク、癌、心臓病、脳梗塞等の疾病によって死ぬリスク等をリアルに客観的に認識する必要がある。これらのリスクに備えることが安全保障である。

核心的安全保障問題としての感染症

1994年に人間安全保障（human security）の考え方を打ち出した国連開発計画は、開発援助機関であるので、途上国の状況をいかに改善するかというところに関心があり、人間安全保障の名のもとに、とりわけ途上国において脅かされている（1）経済・雇用、（2）食糧（必要な栄養・カロリーの摂取）、（3）健康（衛生水準、医療サービス）、（4）環境、（5）個人の身体の安全、（6）地域社会の安全、そして（7）政治的自由等々を保障することをめざした。途上国においてはこれらの不十分さゆえに、人々が死んでいくということである。人間安全保障の問題はとりわけ途上国において切実であるが、先進国の人々の安全保障、先進国から途上国への援助・支援も含めて、世界全体の課題である。『人間開発報告書 1994』は、人々の安全を保障するために、

世界全体での軍事費の縮小と社会保障費の拡大を主張した。

人間安全保障の重要な側面、「健康安全保障」の一環として、感染症のリスクにどう対処するかというテーマが含まれている。新型コロナウイルス・パンデミックに対処して、人々の命を守ることは、まさに安全保障の核心的問題である。感染症のリスクから国民の命を守ることは国家のもっとも重要な任務・責任である。いまの日本国家（国会と政府）が新型コロナウイルス感染症による死者をいかに最小限に抑えられるか、問われている。政府の政策の失敗（不作為）による死者は人災による死というべきであろう。この問題と日本国憲法に緊急事態条項を付け加える憲法改正とはまったく関係がない。いまの日本国憲法体制のもとで国会、政府、地方自治体は感染症対策を充分に取りうるのであって、この状況を奇貨とする改憲論は火事場泥棒である。

軍は感染症に勝てるのか

感染症を引き起こすウイルスは、人々との接触、あるいはモノに付着してそれを媒介として拡散し、それによって感染症が広がっていく。人々との密集度が高いほど感染する。人の密集度がもっとも高い組織の1つが軍隊である。軍隊はウイルス感染症にもっとも脆弱な組織である。いまから100年前に空前のパンデミックとなったスペイン・インフルエンザのことがいま注

目されているが、スペイン・インフルエンザは1918年3月に米国カンザス州ファンストン陸軍基地で最初の感染者があらわれ、世界中に伝播し、その後3年間にわたって世界中で流行して、世界全体で5億人の感染者、2500万人から4500万人の死者を出した。日本軍を含めて世界中の軍隊が大きな影響を受けた。

今回の新型コロナウイルスも当然に軍隊を襲った。この3月、米国海軍の原子力空母セオドア・ルーズヴェルトにおいて新型コロナウイルス感染症の集団感染が起き、4900人ほどの乗組員のうち1000人以上が感染し、死者も出た。現在、空母セオドア・ルーズヴェルトはグアムに停泊中であるが、5月に入って再び5人の乗組員の感染が確認されたところで、新型コロナウイルス・パンデミックのなか、空母を通常の洋上展開の態勢に復帰させることの困難さが明らかになっている。空母セオドア・ルーズヴェルトの集団感染はほんの一例であって、世界中の軍隊、とりわけ海軍の艦船においてウイルス感染が起きており、軍の行動は厳しい制約のもとにあると思われる。

人命を奪う軍隊、人命を救う軍隊

軍隊とウイルス感染症について考えるとき、今回の新型コロナウイルス感染症の「震源地」、武漢における医療活動を支援した人民解放軍に関するニュースが想起される。2月に、人民解放軍が武漢に医療チームを派遣して、「感染症に対する人民戦争」に参

加したというニュースが流れた。いま我々は、感染症の流行、大震災、津波等の（戦争でない）緊急事態——人命が失われる危険が高い危機的状況——において、軍隊あるいは自衛隊の役割・任務は何であるのかを再確認・明確化しておく必要があるだろう。

軍隊は人命を奪うこともあるし、人命を救うこともある両義的な組織である。軍隊は世界中で昔から災害救援に派遣されてきた。それはもっとも過酷な状況において活動する組織だからである。軍隊の任務というと敵を打倒することがまず第一に連想されるが（孫子がいうように、武力に訴えずに戦わずして勝つ方がよいのであるが）、英国の国際政治学者メアリー・カルドーはここ 10 年来、人間安全保障の考え方による軍の変革を主張しており、彼女は軍の主たる任務を「敵の打倒から住民の保護へ」変えることを提唱している。彼女はとりわけ紛争地における PKO 活動のような場面において軍は警察に近づくべきだと言う。彼女の主張は、換言すれば、軍隊の人命を奪う側面を縮小し、人命を救う側面を拡大するということである。この方向性をより徹底させると、人命を奪う側面を完全に否定して、人命を救う側面に特化する非暴力平和隊のような NGO になる。メアリー・カルドーの主張は、日本国憲法の平和主義に接近するものである。我々は彼女たちの研究動向・理論動向を注視し、連携を模索したいと思う。

生命権・生存権保障が問われている

国家は人々の人権を保障するために存在している。国家の目的は人権の保障である。これはアメリカ独立宣言やフランス人権宣言が述べるところであり、近代憲法の核心中の核心である。現在の日本国家が保障すべき人権は日本国憲法第 3 章に列挙されている（我々はここに列挙されていない人権も持っているのであるが、この問題はここでは省略する）。日本国憲法第 3 章に列挙されている人権の中で、いまもっとも重要なのは、13 条が規定する生命権と 25 条が規定する生存権であろう。日本国家は人々の生命権＝いのちと生存権＝生きる権利を保障する責務を負っている。国会と政府はそのための立法措置、予算措置をとる責任がある。いま政府がとっている新型コロナウイルス感染症対策、および政府が約束している財政支出は、人々の生命権＝いのちと生存権＝生きる権利を保障すべき日本国家の責務に照らして、充分かどうか問われる。感染症の治療のための医療体制は充分なのかどうか。感染防止のために営業を自粛している人々の生存を保障するのに充分なのかどうか。

新型コロナウイルス感染症を封じ込めるために、世界の多くの国では厳しい外出制限をしている。それにとまって飲食業等は営業できず、彼らが生計を維持することが困難になっている。また多くの国で失業者が増えている。このように不可抗力的に生計維持が困難になる人々の生命権・生存

NPJ 2019年予算・実績

項目	予算	2019年度決算	備考
		暫定実績	
参加費			
会費	600,000	521,000	会費未達でした
カンパ	400,000	535,000	カンパ大幅達成、感謝
雑収入		12	
経常収入計	1,000,000	1,056,012	
発送配達費	120,000	144,851	注1
給料手当	240,000	240,000	
事務所賃貸料	120,000	120,000	
振込料	12,000	17,777	
事務費	60,000	38,991	注2
旅費交通費	50,000	0	活動支援費へ付替え
通信費	10,000	3,925	
雑費	7,000	1,410	
広報費	140,000	100,443	注3:翻訳発生せず
活動支援費	530,000	424,376	注4:未清算分あり
会場費	20,000	0	
講師費用	40,000	0	
経常支出計	1,349,000	1,091,773	
当期経常収支	-349,000	-35,761	
前期繰越剰余	-24,885	329,115	
今期経常繰越	-373,885	293,354	
特別収支			
前記残高	1,577,310	1,577,310	
今期支出	240,000	240,000	注5
特別収支残高	1,337,310	1,337,310	
未払金		119,640	
残高合計	963,425	1,750,304	

注1：発送費11,000 X 4、印刷費20,000 x 4、印刷は日本工業社へ発注、過年度分未払い含む

注2：会計システム使用料 3,000/月：これまで無料で会計事務所のシステムを利用。

2018～2019年で支払い

注3：ウェブ管理費54,000、翻訳費90,

注4. NARPI支援費30,000、NP支援60,000、地域活動支援50,000、沖縄支援費340,000

沖縄支援費内訳：大畑航空費（沖縄—東京）25,000 X 4、大畑レンタカー20,000 x 12

沖縄支援費旅費交通費より振替50,000

注5. 沖縄支援費へ支出（大畑活動費）

NPJ 2020年予算

項目	2019年度	2020年度予算	
	暫定実績	金額	備考
参加費			
会費	521,000	600,000	2019年予算通り
カンパ	535,000	400,000	2020年予算通り
雑収入	12		
経常収入計	1,056,012	1,000,000	2019年予算通り
発送配達費	144,851	120,000	注1
給料手当	240,000	240,000	2019年予算通り
事務所賃貸料	120,000	60,000	注2
振込料	17,777	20,000	振込手数料値上げ
事務費	38,991	20,000	注3
旅費交通費	0	0	注4
通信費	3,925	10,000	2019年予算通り
雑費	1,410	7,000	2019年予算通り
広報費	100,443	140,000	ウェブ管理費+注5
活動支援費	424,376	626,000	注6
会場費	0	20,000	2019年予算通り
講師費用	0	40,000	2019年予算通り
経常支出計	1,091,773	1,303,000	
当期経常収支過不足	-35,761	-303,000	
前期繰越剰余	329,115	293,354	
今期経常繰越剰余金	293,354	-9,646	
特別収支			
前記残高	1,577,310	1,337,310	
今期支出	240,000	240,000	注7
特別収支残高	1,337,310	1,097,310	
未払金	119,640		
残高合計 (22+26)	1,750,304	1,087,664	

注1： 発送費11,000×4、印刷費20,000×4、印刷：ボラセンに変更予定

注2： 事務所賃貸料値下げ。月額10,000→5,000円

注3： 会計システム使用料（3,000/月）削減。→事務局が会計担当

注4： 活動支援費・沖縄支援費へ振替（大畑使用交通諸経費）

注5： NP活動の翻訳（予算90,000円）を実施

注6. NARPI支援費30,000、NP支援60,000、地域活動支援50,000、

沖縄支援費340,000（大畑航空費・沖縄-東京25,000×4）

大畑レンタ・カー20,000×12、旅費交通費より振替50,000

家賃値下げ60,000とシステム使用料36,000を沖縄支援費に積上げ

注7： 沖縄支援費へ支出（大畑氏活動費）

2019 年度決算、2020 年度予算 についてのご説明

理事 大橋 祐治

1. 収入：

(1) **会費**：2019 年度は予算未達となりました。新型コロナウイルスの影響があったと思います。2020 年度も 2019 年度と同額を予算化しました。宜しくお願い致します。

(2) **カンパ**：毎年、予算以上のカンパを頂いておりますが、昨年も大口のカンパのおかげで 3 月初の段階で予算を達成、最終的には会費の未達をうめて NPJ 全体の収入は予算を達成することが出来ました。しました。皆様のご理解ご協力に心からの感謝です。2020 年度も前年予算と同額を予算化しました。2019 年度に鑑み宜しくお願い致します。

2. 支出 (注記以外の補足説明)

大畑共同代表の活動の主体が沖縄に移り、かつ 12 月末の大畑共同代表の勾留事件があり、沖縄関連の経費の精算が遅れています。今回、2019 年度決算を【暫定】とさせていただきます。確定次第ご報告申し上げます。

1. 活動支援費の主な支出

(1) NP 関連

NP 支援費：2018 年度から NP のピースボ

ンド購入 (US\$500) に切り替えています (NP のウェブサイトから購入します)。2020 年度も同額 (60,000 円) を計上しました。

(2) NARPI (ナルピ) への支援 30,000 円

NARPI (北アジア地域平和構築インスティテュート：Northeast Asia Regional Peacebuilding Institute：理事・奥本京子 (大阪女学院大学教員) が日本側代表) 実践的平和トレーニング支援。2019 年度は南京で開催、2020 年度 10 周年記念行事としてピースボート船上で実施予定。

(3) 地域活動支援費 50,000 円

地域で開催される非暴力トレーニング、平和イベントなど地域活動への支援です。2019 年度はいわき平和のつどい (8 月 25 日) にいわき市在住の鞍田東監事が参加し沖縄の伊江島での闘いの展示を行いました。費用は鞍田監事持ちでよいとのことで計上していません。2020 年度も前年どおり予算化しました。是非地域での活動にご活用ください。

(4) 沖縄支援費

平和憲法維持活動、沖縄基地問題は非武装平和活動そのものであります。したがって NPI の政治的立場を取らない基本方針を尊重しつつも、沖縄軍事基地増設に対する反対運動により力を入れます。2019 年度の沖縄支援費は特別収支から 240,000 円を支出し合計 580,000 円を予算化しました。2020 年度は事務所賃貸料の値下げ (10,000

→5,000/月)と会計システム利用代金の削減(3,000→0/月)、合計年間96,000円の節減を予定しており、全額を沖縄支援費に繰り入れました。特別収支からの240,000円を加算し、沖縄支援費総計は676,000円となります。

2. 広報費の主な支出

2019年度はNP活動翻訳費として90,000円を予算化しましたが及川会員他のボランティアのご協力を頂き支出計上はありませんでした。しかし、2020年度も同額予算化しNPウェブサイトの情報翻訳を確実に実施いたします。

3. 2017年9月、2018年3月、2019年3月に続く対話集会の継続

会場費・講師費用：60,000円

「日本の植民地主義と沖縄」(仮題)

とした対話集会を予定

4. 注記：会計ソフトについては、NPJ創立以来決算資料など会計処理の委託先会計事務所に無償で協力お願いしておりましたが、2017年度から3,000円/月の使用料を支払うこととしました。しかし、沖縄支援費の増加が予定される一方、ゆうちょダイレクトの活用、伝票の取扱量の減少などで会計処理が簡便化されますので2020年度からは事務局で会計実務を行う事といたしました。

2019年度活動報告、 2020年度活動方針

事務局長 安藤博

2019年度活動報告/決算と2020年度活動方針/予算をご報告します。本来なら、3月28日開催予定の非暴力平和隊/日本の定例総会で議決されるべきものでした。しかしコロナウィルス感染を避けるため総会が中止されたため、やむなく3/21発信の理事会メールで賛否を諮る手続きをとり、同28日付で承認されたものです。それから約二か月を経っていますが、改めてのご報告をいたします。

2020年度活動方針については、鞍田監事と君島代表からこのメール理事会に向けて以下の提案が寄せられました。双方の要旨を原案に追加しています。

【鞍田提案】

「日本の方向の選択肢としての『非暴力防衛の提唱、およびその実行』のための研究」を行う。

【君島提案】

沖縄における活動、NARPIの活動に対する支援からもう一步踏み込んで、東アジアの平和問題およびそれと連動している沖縄の平和問題について、歴史・現状・展望(我々はどのような方向性をめざすか)を考える機会持ちたい。(場合によっては東京でないところで)シンポジウムのようなものを開催する可能性を追求する。

テーマとしては、「日本の植民地主義と沖縄」というようなものが考えられる。

沖縄問題は大日本帝国の植民地主義（戦後のアメリカ帝国に組み込まれた日本の植民地主義）の問題であり、我々（ヤマトの人間）がそれを克服することを自覚的に追求しないと、なかなか展望を切り拓けない。

琉球独立論を主張しているわけではない。東アジアにおける大日本帝国の帝国主義・植民地主義の克服という巨大な課題が「通奏低音」「執拗低音」として鳴り続けていると痛感している。この点を可視化し続けなければと思う。

【2020 年度活動方針】

理事・事務局長 安藤博

・新型コロナウイルス・ショックが世界を覆う状況になっているが、非暴力平和活動に必要な国内/国際間の連絡/連携に支障がないよう力を尽くす。

特に各種の事務連絡や定例の理事会等については、他の多くの団体が「密着/密集」を避けるために行っているようにインターネットを利用したテレビ会議（Zoom 等）の活用を考える。コロナ下並びにコロナ後の「ニューノーマル（新常态）」に NPJ としても順応していかねばならない。

・2019 年度に続き、沖縄（辺野古、高江）の軍事基地建設反対の闘いに対する支援にさらに力を入れる。日本政府は 2020 年 6 月 12 日、4 月 7 日以来中断していた名護市辺野古の新基地建設工事を再開した。6 月

7 日に投開票された沖縄県議選の直後である。工事関係者にコロナ感染者が出たための工事中断だったが、2 か月近くの長期となったのは、県議選をやり過ごすためであったと言えよう。翁長雄志前知事、玉城デニー知事の当選、衆/参の国会議員選挙、県民投票、そして 2020 年 6 月県議選の全てを通じて示された「新基地建設反対」の県民意思をことごとく無視する工事再開である。現地で抗議行動のリーダーを務める大畑豊/共同代表は、さらに困難な状況に追い込まれている。こうした状況を考慮し、団体の事務費/管理費（事務所家賃等）の節減等で浮いた資金を、大畑代表の沖縄での行動を支援する経費に充てることとする。

・非暴力平和隊本隊（NP）の国際平和活動に対する支援（「NPJ 収入の 10% を目途とする資金」）を、引き続き行う。

・東北アジア地域の平和構築を目指して平和実践トレーニングを行っている NARPI への資金支援も、前年度と同様に行う。

・日本の選択肢としての「非暴力防衛の提唱、およびその実行」につき研究を行う。

・沖縄における活動、NARPI の活動に対する支援からもう一歩踏み込んで、東アジアの平和問題およびそれと連動している沖縄の平和問題について、歴史・現状・展望（我々はどうのような方向性をめざすか）を考える機会を持つ。（場合によっては東京でないと）「日本の植民地主義と沖縄」というようなテーマでシンポジウムを開催する可能性を追求する。

非暴力トレーニング ワークショップ報告

日本知和会 飯高京子

2020年2月1日、チャック・エッサー氏の8年ぶり来日を機に日本友和会は非暴力平和隊・日本と共催で一日ワークショップを開催しました。大橋祐治氏の報告(本誌74号)にあるように、チャックさんは早稲田大学留学中にベ平連活動を通し、非暴力平和隊・日本の共同代表阿木幸男氏と知り合い、後に大畑豊氏をフィラデルフィア・ライフセンターでの研修に受入れました。氏はわが国初の非暴力トレーニングを紹介し、あのポーランド無血革命実現を背後で支え、世界各地の傷口を癒やしている人です。

大畑氏は8年前のワークショップでコーディネーターを勤め、今回も同じ役割をお願いしましたが、昨年末、高江の米軍オスブレイ訓練基地へ不法侵入嫌疑で逮捕勾留されました。大畑氏は全国からの抗議で釈放され、無事ワークショップに参加できました。帰沖後の2月19日に再逮捕。2日後「接触制限」で釈放されたものの、当局により辺野古埋立て阻止運動の指導的役割を封じられています。

私はチャック氏の8年前のワークショップに参加しただけです。今回大畑氏と一緒に開催準備中、彼が突然逮捕されたことを知らされ驚き、不安でした。何故なら世界各地をまわって指導中のチャック氏からはワークショップ内容の具体的情報が届か

ず、大畑氏とは連絡が取れなかったからです。来日前、チャック氏はウガンダ内紛で家族や友人が虐殺され、何回も強姦された女性らの立ち直りを支援し、その後の再訪問をしました。彼女らは、現在孤児3百名を養子として世話するホームや児童生徒数が千名の学校を運営しており、感動の再会だったようです。また、オーストラリアでは自分たちの土地を追われた先住民のキャンプ生活を訪問し彼らを励ますなど、広範囲の課題に取り組み、非常に多忙です。彼の妻も地球を環境破壊から守るNPOを彼と共に設立し、積極的な活動を続けています。

今回、ワークショップに参加したフレンド国際ワークキャンプ(FIWC)後援会会長で、日本友和会理事でもある佐藤豊氏の記録や感想を参考に以下を報告します。当日の参加者は、新入や卒業を控えた学生5名、壮年から高齢者までの社会人16名、講師1、計22名が港区三田のキリスト友会会堂に集いました。

午前中2時間のテーマは「体験の共有」でした。2人1組となり、自分がやってきたこと、その中で良かった体験などを話し合い、自己紹介を兼ねて発表しました。和やかな雰囲気の中、学生ボランティア、沖縄での反戦平和活動、カジノ反対運動、反ヘイトスピーチ運動、憲法9条を守る活動、障害児も含め音楽を教える活動、認知症の夫の介護をしていること、元自衛官の体験など、多彩な背景の参加者がお互いに親しくなりました。次にそうした体験の積み重

ねを一步進め、自分が理想とする社会はどんな社会か、それが実現する5年前、10年前に何をするかを書くように提示されました。現実の対応に追われている現状から、夢があり、ビジョンがある理想社会への活動の展望を問われたのです。参加者の描いた理想社会は、やはり平和で争いがなく、豊かで差別のない、民主主義の徹底した、優しさにあふれた社会でした。社会活動をしている中高年層は、5年前、10年前に本来は何をすべきだったかを夢として語る発想法に慣れていないため、戸惑いも見られました。その反面、学生の中には「10年前に理想を語った自書がベストセラーになり、5年前にはその考えが社会の主流になり、総理大臣になっている」と書いた人もいました。小グループによる世代を超え、考え方を越えた交流、話し合いがこのトレーニングの魅力であり、収穫でもありました。

昼食の休み時間には、大畑氏が米軍基地建設反対活動中に不当逮捕されるに至った状況、憲法に優先されている日米地位協定の問題点などを報告しました。午後のセッションでは、そうした大畑氏の体験も参考に、自分の生命を守り、マスメディアなどに伝え、逮捕されてもくじけず、怒りをもっていてもそれを乗り越えるための方策が話し合いのテーマになりました。その中で最も大切な基本は非暴力であるとチャック氏は力説し、キング牧師らと共に市民権運動、反戦、反核、社会正義の実現をもたらそうとした平和活動家、ビル・モイヤー

ー (Bill Moyer、1933-2002) の提唱した「非暴力による社会改革運動論」を紹介しました。チャック氏は彼の理論を参考に、参加者各自の平和活動取り組みについて客観的に分析するよう求めました。(モイヤーの運動論の和文解説は、佐藤潤一(グリーンピース事務局長)2019、マガジン9: <http://www.magazine9.jp/>が具体的でわかりやすいです)。

厳しい体験をふりかえり、モイヤーは指摘します。社会問題を改革しようとする運動は、当初ごくわずかの仲間によって始められる。彼らの問題意識を社会へ訴える努力の結果、ようやく多数の市民に認められると、この運動を潰そうとして権力者はデマを流し、妨害するようになる。しかしこの段階で挫折して運動から離れたりすることなく、仲間同士互いを批判して分裂せず励ましあい、目標にむかって取り組むことが大切である、と。

チャック氏はモイヤーの運動論を紹介し、私たちが社会改革をめざす際、あくまで非暴力精神を貫くこと。暴力的な(物理的でなくても言葉の暴力、無視など)相手に対し、非暴力的態度で接し、問題解決方法を探る。それには問題を徹底的に調べて解決への糸口を発見し、根気よく働きかける取り組みが必要だと強調しました。この運動論の実践例として、チャック氏は数年前に行われたフィラデルフィアの市民グループの活動を紹介しました。

市民有志は、ある大銀行が環境破壊をもたらす火力発電所へ融資していることをつきとめ、銀行経営陣に対し火力ではなく、自然再生エネルギー発電企業へ融資をするよう要請した。しかし銀行は市民らの要請に応じなかったため、市民らは全国の有志へ呼びかけ、その銀行の株主になろうと呼びかけた。その結果、銀行の株主総会で融資先の変更を迫ることが出来る「株主」数が集まった。銀行側は株主総会で経営方針の変更を迫られることを警戒し、急遽、株主総会の開催地を合衆国南部350マイル離れたマイアミへ変更した。

市民グループは銀行経営陣の動きを知り、フィラデルフィアからマイアミまでの遠距離を何日もかけ、80歳代を先頭に若者や子供たちも加わって歩き始めた。その道中、同じ銀行の支店を一つずつ訪ねて説明し、この銀行の融資先変更への理解を求めた。マイアミへ向けて行進するグループの参加者は1万人を超えただけでなく、現地のマイアミでは5千名の市民が集まって北から行進してきた仲間を迎えた。銀行経営陣は市民グループの粘り強い運動に抵抗できなくなり、融資先を自然再生エネルギー企業へ変更することを認めた。

さらに、市民グループは次の課題も解決した。フィラデルフィア市内では白人たちが郊外へ移動し、増加するアフリカ系米国人（黒人）の大半は失業中だった。スラム化した街を改善するため、市民グループは市議会に働きかけ、市内の電力を太陽光発電へ転換する工事をアフリカ系米国民の労働組合が請け負うよう交渉して彼らの仕事を確保した。このように、フィラデルフィアの市民有志が始めた運動は、市全体の電力を火力から太陽光発電へ転換し、失

業中のアフリカ系米国民の職を提供した。

（この実践例をチャック氏が語ったのは、2月1日の夕方、全体のワークショップ終了後、残った有志が追加質問をした場面と、翌日曜午後、友会会員との話しあいの場であったが、身近な実践例なので紹介した。）

モイヤーらの社会改革運動が始まってから半世紀以上が経過したにもかかわらず、米国内にまだ根強い人種偏見が残っており、米国友和会会員や、その会から派生して非暴力平和隊を創設したメル・ダンカン氏らの地道な働きは、国内外に続けられています（メル・ダンカン、君島東彦、2016、ピースキーパー；NGO 非暴力平和隊の挑戦、非暴力平和隊・日本、阿吽社）。

ワークショップの午後後半は、自分自身をどうサポートすべきかを3人1組で自分の挫折体験を話しあいました。チャック氏もベトナム反戦活動を始めた時、一家から疎外された体験を語り、活動家がそうした体験やつらさを共有し、互いから学びあうことの大切さを強調しました。チャック氏は人の命を大切に基本にたち、人種や宗教による差別をせず、環境破壊阻止の反核・再生エネルギー推進運動にも積極的にかかわっています。彼の活動エネルギーの源は、クエーカー（友会教徒）としての信仰に根差しています。生命の創造主が人間ひとりびとりに与えておられる「内なる光」を信じ、「生命の造り主との対話」、すなわち「聴く」姿勢に見られます。ワークショップの進行中、彼は一定時間が経過すると

通訳ボランティアの交代を要請し、その都度数分間でしたが参加者一同が黙祷し、それまでの討議について内省しました。活発な会話が途切れ、深い静寂が会堂にあふれました。この一瞬の沈黙体験は私たち有限の存在が、宇宙の永遠の命の流れの一部で

あることを思い起させ、その流れが人間の欲望によって断ち切られないよう、各自の体力と知力の制約下で、精一杯、出来ることに取り組みたいと願い、励まされたワークショップでした。

(付記：飯高は、この市民権運動の盛んな時期、ケンタッキー州ベリア大学に留学中だったので、学内の友人多数が首都ワシントンへ座り込みの抗議に向かったことや、その後キング牧師が暗殺され、悲報を受けて皆が悲嘆にくれたことを思い出しました。当時の友人たちは、トランプ大統領の言動に心を痛めつつ、諦めず地道に非暴力平和運動に取り組んでいます。)

(「友和」722号、p.9-10、2020にも関連報告があります。)



沖縄報告

共同代表 大畑 豊

戦後 75 年を迎え、そして 5 月の憲法記念日が今年もまためぐってくる中、戦後一度も平和憲法が沖縄に適用されたことがない、ということを示す事態が今も沖縄で進行しています。

新型コロナ、抗議にも影響

沖縄県でも新型コロナウイルスの影響は甚大であり、デニー知事も 4 月 20 日に県独自の緊急事態宣言を出しました。新型コロナが流行りだしたころから、ゲート前の座り込みの密集状態や、マスクもなしに何十人も立ち並び大声を上げる本土の警備会社の警備員、そして排除のときの機動隊員との接触が「濃厚接触」になると、市民らも危惧をしていました。持つプラカードにも「コロナ終息まで工事中止を！」との訴えもありました。特にこの警備員たちは全員「本土」からであり、この 4 月から移動してきたと思われる新人も多いので、新型コロナがもちこまれていないか心配でした。

行動への参加者はマスク着用、座り込みの際には距離を保ち、排除に来た機動隊員に接触する前に自ら移動するなどのルールをつくり抗議行動を続けていました。しかし 4 月 12 日に名護市で初の感染者が出たこともあり、参加者から感染者、あるいはクラスターが発生した場合は抗議行動を維持できなくなるとの判断から、4 月 15 日

から連休明けまで抗議行動を休止することを「オール沖縄会議」が決め、その後 4 月末には 5 月いっぱいまで行動を中止することを決めました。



【塩川港 警備員が市民からの抗議受け、コロナ対策で両手を広げて距離を取る】

なお、この警備会社は官庁など公共施設や工事現場の警備を担っていますが、働く警備員からも、会社からマスクの着用を禁止され、新型コロナ感染が心配との相談が寄せられており、社外のユニオンが改善を申し入れをしていますが、拒絶されています。

作業員にも感染者、工事中断



【塩川港での阻止行動】

国交省が新型コロナ拡大感染防止のため、国直轄の工事の一時中止を 2 月に発表しま

したが、その後も新基地の工事は続けられました。市民は、不要不急の新基地建設も中止し、コロナ対策に費用をまわせ、と現場でも訴え、沖縄防衛局にも要請に行きましたが、聞き入れられることはありませんでした。

国会でもゲート前の状況を危惧し、工事を止める判断を促す質問がありました。河野防衛相は「一日も早い普天間の危険性除去」と答え、コロナ感染を意に介することはありませんでした。



【塩川港沖で土砂の積み替え作業】

これだけ多くの作業員が出入りする中、感染者が出ないわけではない、と考えていましたが、実際 4 月 16 日には辺野古新基地工事に携わる作業員から感染者が出たことが判明しました。17 日にはシュワブでの工事は休止されたものの、安和棧橋、塩川港での船への積み込みは行なわれていました。河野防衛相は当初工事を進める考えを示していましたが 20 日、一転してすべての作業の中断を決めました。

米兵にも感染者

一方、米軍嘉手納基地でも 3 月 28 日感染

者が 3 人出たことが判明。海外から戻った米兵とその家族ですが、詳細は明らかにされていません。この件のみならず、米軍は基地内の感染者に関して詳細を非公開にする方針を公表しましたが、多くの県民が仕事等で基地内外を行き来し、また米兵も基地周辺施設の利用などをするので、近辺住民はじめ県民を感染リスクから守るためには、米軍関係者の感染についての情報を非公開とすることは、ことあるごとに「良き隣人」と言っている米軍がとるべき態度ではありません。

また在日米軍は公衆衛生上の非常事態宣言を関東地方の基地を対象に 4 月 6 日に発令していましたが、4 月 15 日、日本全土に拡大しました。世界各地の米軍基地でも感染が確認されています。米軍関係者の感染者の総数は 4 月 24 日時点で 8186 人、うち死者数は 26 人となり、初めて死者が確認された 3 月 23 日から 1 ヶ月で 33 倍に急増していることがわかりました。横須賀に停泊中の原子力空母ロナルド・レーガンを含む米海軍全体では、26 隻もの艦船で確認されています。

米軍は日米地位協定により、出入国審査を受けずに、米軍基地内から自由に日本国内へは出入りできるため、水際対策がとれません。沖縄弁護士会は、米軍基地内の感染者に関する情報公開に応じない日米両政府の姿勢に対し、「基地別や部隊別の感染者数や感染状況の公表を拒否していることについて嚴重に抗議する」とする会長声明を発表しました。

辺野古 設計変更を申請

緊急事態下での暴挙

玉城デニー知事は、県民に生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を要請する「5分の1アクション」として、県職員の半数を在宅勤務、知事の給与1年間3割削減など、県を挙げての感染拡大防止に取り組む県独自の緊急事態宣言を4月20日に発表しました。

その翌朝、なんと政府は、辺野古新基地の軟弱地盤改良工事を伴う設計変更を県に申請しました。国も緊急事態宣言の対象を4月16日に全都道府県に広げており、「現状の状況を全く理解していない」とデニー知事は批判。「国、県は新型コロナ対策に主眼を置くべきだ。(政府の)姿勢に疑問を呈さざるを得ない」「県が求める対話に応じることなく、埋め立て工事の手続きを一方的に進めることは到底納得できない」と憤りをあらわにしました。

緊急事態といえ、コロナのみならず、4月10日には米軍普天間飛行場から、発がん性が指摘される有機フッ素化合物のPFOSを含む泡消火剤が14万リットル(ドラム缶720本)もの量が周辺地に漏れ出すという、大事件がありました。漏れた消火剤の泡の塊が園児たちの頭上にも強風にあおられ降ってきました。しかし米軍は基地外の除去作業をせず、宜野湾市の消防署員がするしかありませんでした。この対応にも県は翻弄されているさなかでの申請です。

内容もデタラメ

河野防衛相は識者の議論を踏まえた、と言

いますが、検討しない「技術検討会」、監視しない「環境監視等委員会」は政府の言っていることをただ追認する、「お墨付け」を与えるだけの機関であることは誰もが認めるところです。地質学の有志専門家チーム「沖縄辺野古調査団」(代表・立石雅昭新潟大学名誉教授)が、防衛省の調査データからも疑問がもたれている、活断層、地盤強度や護岸の安定性設計など7項目について検討会に対し質問状を出し、再調査の必要があると、主張して来ました。しかしこれに対しても不十分な回答しか出さず、調査の必要性を否定しました。このときも、新たな調査はしない、との閣議決定がなされた翌日に検討会が開かれており、結論ありき、ということが如実に現れています。また、20箇所の資料ミスがあったことが発覚しましたが、それまで5回開催された検討会のうち4回にわたりミスがあり、これらのミスについて検討会で指摘されことはなかったということで、検討会の審議のざさんさを物語っています。さらには検討会の8人の委員うち2人が受注業者の社内検討委員として報酬を受けていたことも判明。以前には3委員が受注業者から計570万円の資金提供を受けていたことことも発覚しており、公正な審査は期待できません。立石氏は、科学的なデータが不足したまま工事をすれば、護岸が崩壊する可能性もあり、工事は破綻、ただ大浦湾の生態系を破壊する結果しか残さない、と厳しく批判します。

工事が破綻すれば、もちろん普天間飛行場の返還も遅れ、政府の言う「普天間の危険

性」が放置されることとなります。

県外から県内へと埋め立て用土砂の調達を切り替えましたが、その調達先も決まっていないうし、それゆえそれによる県内環境へのダメージも検討されていません。また護岸を作らずに土砂を海中に直接投入する工法に変えましたが、そのことによる汚濁への対処も示されていません。それにもかかわらず環境に及ぼす影響は「当初計画と同程度」と環境監視等委員会はし、環境アセスメントも「やり直す必要はない」という無責任さです。今年4月13日に出た住民訴訟（後述）の那覇地裁判決でも、設計の変更につき「改めて環境影響評価が実施されるべき」としています。法治国家というのであればこれに従うべきです。

6 工事打ち切り、工事費増大

護岸6工事が途中で打ち切られていたことがわかりました。うち5工事は本体工事が未着手で何もできないまま打ち切られたこととなりますが、その工事のために総額303億円もの支払いがなされました。



【工事中断でフロートを撤去、K8護岸】

まさに無駄遣いです。その6件はいずれも大浦湾側で、軟弱地盤が判明した影響で護岸工事を先送りせざるを得ないためです。県民が反対するなかで工事を強行するかと思えば、都合が悪くなるとコッソリ取りやめる、姑息としかいいようがありません。また現在埋め立て工事が行われている辺野古側の工事費用が当初の259億円から317億円と58億円増、工期も1年延長されました。浅瀬で軟弱地盤もない区域の工事でも計画通りには進んでおらず、税金を湯水のように投入しています。

最高裁で敗訴

沖縄防衛局が行政不服審査法（行審法）に基いて、県の埋立承認撤回を、国交相に取り消すよう請求したのは違法であると、県が訴えていた訴訟で、3月26日に最高裁判決が出て県が敗訴しました。行政処分に対する私人の権利救済を目的とした行審法を国の機関も「私人」と同じように使えるとしました。これは地方自治の理念を損ねるとともに「法の支配の崩壊」と識者は厳しく批判します。一方、この判決の工事そのものに与える影響は限定的で、もう一つの抗告訴訟の行方の方が重要とされています。県が埋立承認の撤回の適法性と、適法な撤回を取り消した国交相の採決が違法であると訴えています。現在係争中で、もしこれに勝訴すれば工事は止まることとなります。

辺野古住民訴訟 入り口突破

県の訴訟とは別に辺野古住民 15 人が、国交相の裁決は違法だとして裁決の取り消しを求めて訴えている裁判で、11 人の原告については原告適格がないと訴えを却下しましたが、残り 4 人については原告適格を認め、審理を進めることになりました。新基地が出来た場合には米軍機の騒音被害を受ける可能性や、米軍の定める滑走路周辺の高さ制限に抵触して航空機事故にあう恐れがあるとして、4 人は原告として認定されました。原告にとっては大きな前進です。裁判所は国側には国交相裁決の違法性について反論するよう促し、国交相裁決などに対する判断が期待されます。

宮古島陸自式典・コロナ感染者

医療体制の貧弱な離島で新型コロナウイルス感染が起きたらたいへんと、宮古島への渡航自粛を求める中、200 人も自衛隊員が参加し、自衛隊宮古島駐屯地配置記念式典が 4 月 5 日に行われました。宮古地区医師会も式典の延期を要請していたのですが、島民の命なんか関係ない、とでも言うかのような暴挙です。そして実際、熊本から宮古島駐屯地に出張した隊員が離沖後にコロナへの感染が 4 月 18 日に発覚。7 日には感染が判明していたのに、防衛省も宮古市長も発表しませんでした。

宮古島では住民の反対を押切り駐屯地が建設され、住民に事実を隠したまま弾薬庫が作られました。こうした基地機能強化が逃げ場のない島民にとっては脅威ではありません。

新滑走路 米軍使用懸念も

那覇空港第二滑走路が完成し、3 月 26 日から使用が開始されました。同じ「滑走路」建設事業ということでよく辺野古新基地と比較されたりします。第二滑走路は 2700 メートル、辺野古は 1800 メートル×2 本との差はありますが、事業費が第二が 2074 億円、新基地はその 4.5 倍の 9300 億円。工期は第二が 2014 年の埋め立て承認から 6 年で完成し、新基地は 2013 年に承認され、2030 年以降とされています。また、米軍普天間飛行場の滑走路が 2800 メートルなので、新基地の 1800 メートルでは足りないということが指摘されており、「緊急時」には「民間施設を使用」できるようにする、ということが普天間返還の条件にもなっています。その民間施設というのが那覇空港第二滑走路ではないか、と言われていいます。県は「米軍による使用は認められない」との姿勢を明らかにしています。

変わらぬ米軍機優先、自衛隊共用

那覇空港は滑走路が 2 本になり、利便性は向上するものの、特殊な事情は以前同様つきまといまいます。沖縄上空は米軍機の運行が優先されるため、嘉手納基地、普天間飛行場を使う米軍機の飛行航路を避けなくてはなりません。そのため民間機は空港約 10 キロ手前から高度 360 メートルという低い高度を保たなくてはならず、これは世界でも類がない高度制限です。さらに、着陸の管制は機器による方式が世界の主流ですが、軍に対応するため、日本で唯一、口頭指示での誘導も行われており、異常接近、

滑走路への誤進入等によるトラブルなどが起きています。また自衛隊機とも共同使用のため、自衛隊機、空自ヘリにからむ事故も起きています。

続く不発弾

事故といえば、滑走路完成後の誘導路工事現場で、4月17、23、29日と米国製不発弾が続けて発見されています。その度にその処理のため滑走路は閉鎖となっています。これら3発は1944年10月10日に米軍によって行われた「10・10空襲」によるものである可能性が高いことがわかっています。戦後沖縄は米軍によって占領され、那覇空港の現場周辺は米軍が整備し、不発弾処理がほとんど行われておりません。復帰後、ターミナルビルの建設や、滑走路拡張などの整備が進められ、これまで20回ほどの不発弾処理が行われています。振動で不発弾が爆発した例もあるので、離発着の振動で爆発する可能性もあり、空港全体の調査が必要と専門家は指摘します。不発弾による事故は復帰前まで1927件（死亡704人）、復帰後は13件の爆発事故があり、6人が死亡しています。沖縄戦で使用された爆薬は約20トン、そのうち1トンが不発弾としてのこっているとされ、不発弾の処理は今後70年かかると言われています。沖縄の戦後は終わりません。

屈辱の日、辺野古工事3年

米軍と自衛隊の一体化が進み、与那国、石垣、宮古、奄美大島は防衛最前線としてミサイル基地建設が進んでいます。1952年4

月28日はサンフランシスコ講和条約が発効し、沖縄が「本土」から切り離された「屈辱の日」として沖縄では記憶されています。今に至る琉球処分、沖縄差別の源流となったこの日を県民は忘れません。2013年にはこの日、安倍晋三首相が「主権回復の日式典」を催し、沖縄からは強い反発の声が上がりました。沖縄では毎年集会やデモが行われますが今年は新型コロナの影響でなしです。

またこれに先立つ4月25日は辺野古新基地の護岸工事に着手し、3年が過ぎた日です。沖縄平和運動センター山城博治議長は、新型コロナの影響で抗議行動や大きな集会を見送らざるを得ず断腸の思いだとし、「沖縄が圧政にさらされたままでいいのかと問うべきだ。柔軟に粘り強く闘っていきたい」と力強く語りました。ヘリ基地反対協も緊急事態下での設計変更申請に「非道極まりない」と声明を出しました。

続く、高江で「刑特法」違反での逮捕

昨年12月21日、米軍北部訓練場に正当な理由なく立ち入ったとして、刑事特別法第2条違反容疑で、私を含む6人が沖縄県警によって現行犯逮捕され、逮捕から10日後に処分保留のまま釈放されたことは、前号でも報告させていただきましたが、その後も同罪による逮捕が続きました。

今年になって、5人が令状逮捕

2月19日早朝、昨年11月に北部訓練場に入ったとして私を含む5人を刑特法違反容疑で令状による通常逮捕をしました。過

去の同法違反での逮捕は、12月の件も含め、現行犯か米軍からの身柄引き渡しによるもので、通常逮捕は異例です。逮捕時に自宅捜査も行われ、パソコン、携帯、通帳、キャッシュカードなどの押収も行われました。通帳、キャッシュカードともに押収された仲間は現金が引き出せず、釈放後の生活に支障を来しました。また今回も検事により勾留請求が行われましたが、今回裁判所は却下し、2月22日夜に全員釈放されました。

ヘリパッド完成後、市民が訓練場内に入っている様子を確かめたときは、民間警備員によって出て行くように促され、市民らはそのまま出て行って終わってました。12月のときのように警察が呼ばれることもなかったし、過去のケースまで持ち出して逮捕するのはこれまでなかったことです。刑特法に詳しい弁護士も、身柄を拘束する必要があったと思えない、処罰が必要な事案ではない、とコメントしています。

反基地運動への弾圧

押収令状には、北部訓練場とは関係のない、普天間飛行場代替施設、自衛隊基地、海上保安庁に関する資料なども記載され、単に刑特法2条違反のみならず、反基地運動に対する弾圧であることがこれからも明らかといえます。今回逮捕された5人は2月25日～29日に安和棧橋で取り組まれた集中行動の関係者でもあり、山城博治・沖縄平和運動センター議長は「(集中行動の)関係者を狙い撃ちしたのだろう」「今後新

基地建設の計画変更で抗議行動が勢いづくことを恐れた国が、容赦なく市民を抑え込んだ。決して許さない」と批判しました。ちなみに去年10月の集中行動では安和棧橋からの埋め立て用土砂の積み込みを1週間完全に阻止し、大きな成果を出し、今回2月の行動でも大きな成果を出しています。

ご支援を

12月逮捕、2月逮捕ともまだ処分保留中であり、処分はまだ決まっていません。弁護団が3月末に検察に確認したところ、まだ捜査中とのことだそうです。また2月の釈放時には12月のときにはなかった条件がついており、被疑者同士の接触・連絡等ができず、少なからず不自由な生活を強いられています。この条件は処分が決まるまで続くようで生煮えにされているような感じですが、今後県警が更に強硬な態度に出てくるのか、予断を許しません。不起訴。略式起訴、起訴とあらゆる可能性があり、弁護団とも十分な態勢と連携をとっていきたいと思っています。今後とも注目していただき、ご支援いただければ幸いです。

2月集中行動、また逮捕・救援に関する報告は同封しました別紙をぜひお読みください。

「刑特法違反疑い5人逮捕」の記事は次頁に掲載しました。

刑特法違反疑い5人逮捕

北部訓練場侵入 通常逮捕は異例

名護署と眞鍮警備1課は19日、昨年11月に正当な理由なく米軍北部訓練場内に侵入したとして、50〜60代の男性5人を刑事特別法違反の疑いで逮捕した。5人は米軍高江ヘリパッドの建設や使用に反対する市民。同法違反での通常逮捕は異例。

5人の逮捕容疑は昨年11月3日、日米地位協定に基づき立ち入りが禁じられた国頭村安波の北部訓練場内に侵入した疑い。5人中4人が黙秘、1人は「覚えていません」と供述している。署は米軍基地関係者からの通報を受け、防犯カメラや目撃情報などを基に調べを続けていた。

警備1課によれば逮捕した5人の関係先を家宅捜索し携帯電話やパソコンなどを押収した。同課は5人の侵入が自警された場所について明かしておらず、侵入経路も「確認できていない」としている。

名護署は昨年12月21日、北部訓練場内に侵入したとして刑特法違反容疑で男女6人を現行犯逮捕(その後釈放)。そのうち2人が今回再び逮捕された。過去の同法違反事件での逮捕は、

現行犯逮捕や米軍からの身柄引き渡しによる。

拘束の必要ない

刑特法に詳しい齋藤祐介弁護士の話 米軍北部訓練

場はフェンスで区域が明示されていないエリアもあり、どの場所に入ったかが明示されず納得できない。状況や市民の立ち入り目的からして身柄を拘束する必要があると主張する。

要があったとは思わない。逮捕(は別に基地反対活動の情報収集など別の目的があったとも考えられなくない。いずれにせよ処罰が必要と主張する)ではない。

「県警強硬になってきた」

前回逮捕の男性 携帯・デジカメ没収も

昨年11月に米軍北部訓練場への侵入容疑で現行犯逮捕された60代男性は19日、本紙の取材に対し「過去には侵入したというだけでの逮捕はなかった。県警のやり方が強硬になってきている」と話した。東村高江のヘリパッド建設に反対

してきたメンバーの1人で「これまで立ち入っても警告や排除で済んでいたのに」と振り返った。

男性は昨年の逮捕後に携帯電話やデジタルカメラ、自家用車にあつたミサを没収されたという。戻ってきたのは1カ月後だった。

取り調べでは立ち入った目的や逮捕されたメンバーとの関係を主に聞かれたといい「入ったのはヘリパッド建設後の状況や周辺環境を調べるため。イタジイの木が傷んでいる可能性もある。調べて事実を公開する必要がある」と主張した。



Nonviolent Peaceforce

非暴力平和隊の理念と活動に賛同・支援して下さる個人および団体を会員として募集しています。入会のお申込みは、**郵便振替、銀行振込、非暴力平和隊・日本のウェブサイトの入会申込ページ**をご利用くださいますようお願いいたします。

◎ **正会員 (議決権あり)**

- ・ 一般個人: 10,000円
- ・ 学生個人: 3000円

* 団体は正会員にはなれません。 ・ 団体 : 10,000円 (1口)

◎ **賛助会員 (議決権なし)**

- ・ 一般個人: 5000円 (1口)
- ・ 学生個人: 2000円 (1口)

■ **郵便振替: 00110-0-462182 加入者名: NPJ**

* 通信欄に会員の種類を(賛助会員の場合は口数も)ご明記ください。

■ **銀行振込: 三井住友銀行 白山支店 普通 6622651 口座名義: NPJ代表 大畑豊**

* 銀行振込をご利用の場合は、お手数ですが電話・ファックス・メールのいずれかを
通じて入会希望の旨、NPJ事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

■ **ウェブサイトからのお申込み: http://np-japan.org/4_todo/todo.htm#member**

◇ジョージ・フロイドさんの事件の場所は NP アメリカ本部の直ぐ近くだそうです (NP のウェブサイト adjacent to our US headquarters と書かれています)。1 市民の死がこれほど大きな人種格差抗議の世界的広がり、政治への影響力を見せると誰が予想したでしょうか。STANDING FOR PEACE, NOT JUST QUIET マザー・テレサの言葉、「愛の反対は憎しみではなく無関心です」が思い起こされます。

◇ニュースレターは 5 月下旬に発行を予定し 5 月 20 日が原稿締切でした。ボランティアセンターの閉鎖、沖縄—東京間のフライトの運休による大畑共同代表の上京の遅れなどにより実際の印刷・発送作業はほぼ 1 ヶ月遅れとなりました。その間の情勢変化や大きな出来事への言及に触れられなかった点ご了承ください。

◇5 月 25 日に全国の緊急事態宣言が解除され、東京都も休業要請緩和ロードマップのステップ 3 の段階に進みましたが、今後は第 2 波第 3 波への対応が最大の関心事です。どうしても納得がいかないのは日本の感染者数と死者数の相対的な少なさです。医療崩壊の崖っぷちから逃られたのはなぜか。欧米は多数の犠牲者を出しながらも検査体制を含め医療体制をがむしゃらに立上げています。日本で感染者がもう少し多かったら対応できたのであろうかと思うと恐ろしい気がします。日本は確かに危機を先延ばしすることはできました。しかし問題はこの秋にも来襲すると予測される 2 次 3 次です。政府の機能不全、国民の信頼失墜が明らかとなりました。政府主導ではなく市民主導による国民の一致団結が求められる時が来たと実感できるのではないのでしょうか。 (O)